

令和2年8月

## 任期付自衛官採用要項

海上自衛隊 呉地方総監部

〒737-8554 広島県呉市幸町8番1号 TEL0823-22-5511 (内線2303)

海上自衛隊では、「女性隊員が出産後も継続して勤務できる職場環境の整備」の一環として、育児休業を取得する隊員に代わり、自衛官として勤務していただける方を募集します。

- 1 受付期間  
令和2年8月31日(月)から令和2年9月25日(金)まで(締切日必着)
- 2 採用予定数  
1名
- 3 採用予定日  
令和2年12月1日予定
- 4 任用予定期間  
採用日～令和3年7月31日
- 5 採用予定階級  
海士長
- 6 従事予定業務  
庶務業務
- 7 勤務予定地  
呉基地業務隊
- 8 応募資格
  - (1) 元海上自衛官、若しくは現に海上自衛隊の予備自衛官で次の全てに該当
    - 海上自衛官としての勤務期間が1年以上の者
    - 海上自衛官退職時の階級が准海尉から海士長若しくは現に指定されている海上自衛隊の予備自衛官の階級が海士長の者
  - (2) この試験を受けられない者
    - ア 日本国籍を有しない者
    - イ 自衛隊法第38条第1項の規定により、自衛隊員となることができない者
    - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - 日本国憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者
    - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- 9 試験
  - (1) 期 日  
応募状況に応じて随時実施(細部については応募者に別途通知します。)
  - (2) 場 所  
〒737-8554 広島県呉市幸町8番1号  
海上自衛隊 呉地方総監部 TEL: 0823-22-5511 (内線2303)

### (3) 種 目

#### 口述試験及び身体検査

#### 1 0 受験手続

##### (1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊呉地方総監部管理部人事課人事係において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒に切手を貼って同封し最寄りの自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊呉地方総監部管理部人事課人事係に請求して下さい。その際、「任期付自衛官志願書類」の請求であることを明記して下さい。

##### (2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊呉地方総監部管理部人事課人事係に持参又は送付して下さい。

項 目	内 容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼って下さい。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm)	2通 (1通複製可)
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼って下さい。	1通
返信用封筒	あて先を明記し、返信用切手を貼って下さい。(A4サイズ)	1通

注：1 写真は3枚必要となります。本人と分る鮮明な写真で長時間保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

2 提出された志願票等は、返却致しません。

#### 1 1 合格者への通知

(1) 合格者には、海上自衛隊呉地方総監部管理部人事課人事係から採用通知を送付します。合格の通知時期については、試験時にお知らせします。

なお、不合格者には通知しません。

(2) 合格の通知時期までは、合否に関する照会には一切応じられません。

#### 1 2 採用時の給与

採用予定者の勤務経験などにより決定されます。

#### 1 3 その他

(1) 入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、異常のある者は不採用となる場合がありますので、健康管理には十分注意して下さい。

なお、併せて薬物使用検査を実施します。

(2) 採用されるまでの間に隊員となるに相応しくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

(3) 受験のための旅費は、各自の負担になります。なお、身体検査については最寄りの別部隊となる場合があるため、応募者に別途通知します。

(4) 志願書類の提出後に住所等を変更した時には、速やかに下の連絡先へ連絡して下さい。

(5) 予備自衛官との兼職はできません。

(6) その他、不明な点については、次の連絡先へお問い合わせ下さい。

(連絡先) 〒737-8554 広島県呉市幸町8番1号

海上自衛隊 呉地方総監部管理部人事課人事係

TEL 0823-22-5511 (内線2303)